

関係各位

栃木県環境森林部気候変動対策課長

令和7(2025)年度中小企業者等向け補助事業について(依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」に基づき、各種事業を実施しております。

つきましては、県内に事業所を有する中小企業者等を対象に、温室効果ガスの排出削減に寄与する取組に係る費用の一部を補助する事業を下記のとおり実施しますので、貴会員への周知をお願いします。

記

1 事業名及び申請受付期間

① 燃料電池自動車導入支援事業

令和7年4月1日(月)～令和8年3月31日(火)

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/sesaku/fcv_hojo.html

② 災害時電源EV・PHV導入促進事業

令和7年4月1日(月)～令和8年3月31日(火)

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyou/sesaku/saigaijidengen_ev-phv.html

③ 脱炭素社会づくり促進事業(省CO2設備の更新等に係る補助金)

令和7年4月15日(火)～令和7年10月31日(金)(ボイラー燃料転換)

令和7年4月15日(火)～令和7年12月26日(金)(その他対象設備)

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>

④ 中小企業向けSBT認定取得支援事業

令和7年4月15日(月)～令和7年6月30日(月)

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/sme_science_based_target.html

⑤ 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業

令和7年5月7日(水)～令和7年10月31日(金)

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou_zigyousya.html

※ 詳細は県HPを御確認ください。

2 添付資料

チラシ(周知に御活用ください)

【カーボンニュートラル推進室】
担当：川井、土屋、大歳
TEL 028-623-3186、3262

【事業者向け】

省CO₂設備の更新等に係る補助金の御案内

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象設備

- ・照明LED化（CO₂削減量年間10トン以上又はCO₂削減率50%以上）
- ・空調の更新（CO₂削減量年間10トン以上又はCO₂削減率20%以上）
- ・工業炉、ボイラー等の更新
（CO₂削減量年間10トン以上またはCO₂削減率20%以上）
- ・コージェネレーションシステムの設置



3 補助額

補助対象経費の1/3

※ 設計費・機器購入費・工事費（処分費は除く）

上限額 100万円（ボイラーガス化は200万円、ボイラー電化は300万円）

※ 補助額が20万円以上となるものが対象となります。

4 申請期間

①ボイラーガス化、ボイラー電化

令和7（2025）年4月15日（火）～10月31日（金）

②その他補助対象設備

令和7（2025）年4月15日（火）～12月26日（金）

※ 申請開始日から先着順で受付、審査します。

※ 申請期間内であっても、①、②の各枠において予算を超える申請があった日をもって受付終了とします。

※ なお、受付終了日に複数申請があった場合は抽選によって選定します。

※ ①の申請状況によっては、②の再募集を行う場合があります。

5 その他

- ・交付決定前に事業実施（契約・発注）した場合は補助対象外となります。
- ・審査期間は、必要書類が全て揃ってから概ね1か月です。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

詳細はHPへ

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL：028-623-3186 FAX：028-623-3259

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>



事業者用太陽光発電設備等導入支援事業のご案内

温室効果ガスの削減を図るため、「太陽光発電設備及び蓄電池の導入」を補助します。

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象設備

太陽光発電設備、蓄電池

- ※ 自家消費を目的とした導入であること
- ※ 未使用品の導入であること
- ※ リース又はオンサイトPPAによる導入の場合も補助対象となります。

太陽光発電設備（単独）	蓄電池（単独）	太陽光発電設備+蓄電池
○	×	○

3 補助率及び補助上限額

補助対象設備	補助率	補助上限額
太陽光発電設備	定額：5万円/kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値に乗じて算出（小数点第2位以下切り捨て）	500万円 （出力：100kW）
蓄電池	補助対象経費（※）の1/3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）	20kWh未満の蓄電池：516.6万円 20kWh以上の蓄電池：633.3万円 （容量：100kWh）

4 申請期間

令和7（2025）年5月7日（水）～10月31日（金）

- ※ 申請開始日から先着順で受付、審査します。
- ※ 申請期間内であっても、予算額を超える申請があった日をもって受付を終了します。
- ※ 受付終了日に複数の申請書が提出された場合は、抽選によって選定します。

5 その他

交付決定前に事業着手（工事着工）した場合は補助対象外となります。

- ※ 契約・発注については、事業着手に該当しません。
ただし、令和7（2025）年4月1日以降の契約・発注に限ります。
- ※ 交付決定時期は、提出した書類に不備等がない場合、提出から約1ヶ月後になります。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL：028-623-3262 FAX：028-623-3259

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou_zigyousya.html

詳細はHPへ



環境に優しく、災害時にも安心な ZEVへの転換を検討しませんか!?



ZEV(ゼロエミッションビークル)とは・・・

走行時にCO₂（二酸化炭素）などの排出ガスを出さない自動車のこと。
ZEVには、EV、PHV、FCVの3種類があります。

EV (電気自動車)

バッテリーに充電した電気だけで走行します。

PHV (プラグインハイブリッド自動車)

バッテリーに充電でき、電気とガソリンで走行します。充電した電気だけでも走行可能です。

FCV (燃料電池自動車)

水素を燃料とし、水素と空気中の酸素で発電した電気で行きます。水素は専用の水素ステーションで補充します。

ZEV転換の3つのメリット

メリット1 環境にやさしい!

ZEVは、**走行時のCO₂排出がゼロ!**
ガソリン車で10km走行した際に排出するCO₂を1日で吸収するには杉の木52本が必要です。



メリット2 乗り心地が快適!

ZEVは、ガソリン車のような音や振動がなく、スムーズに加速するため**乗り心地が快適**です。

メリット3 災害のときも安心!

ZEVの多くは、車内に備えられたコンセントや外部給電器を利用することで、**災害等の停電時に電気を使えます。**



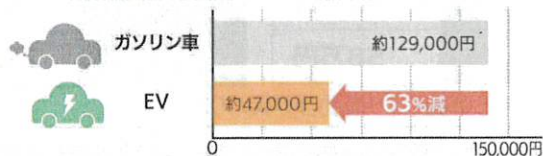
停電時に車から電気を供給

しかもEVなら... 走行コストが安い!

年間の走行距離10,000kmの場合、EVの走行に必要な1年間の充電代は約47,000円。一方、ガソリン車の燃料代は約129,000円です。

また、基本的に自宅で充電するため、ガソリンスタンドに行く手間が省けます。

■10,000km走行時のコストの比較



※ガソリン車の燃料代は、13km/L、168円/Lで計算
※EVの充電代は、6.5km/kWh、31円/kWhで計算



栃木県

栃木県で



とらびカーブ・ニュートラくん実用リーダー
ニュートラくん

ZEVの導入をお考えの皆様へ

EV・PHVを導入するなら

【中小企業者等向け】

「災害時電源EV・PHV導入促進事業」



①専用サイト



申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※予算に達し次第受付終了（受付先着順）

対象者

県内に事業所を有する中小企業者等※

※ 中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、青色申告を行っている個人事業主等

要件

- (1) 給電機能付きの車両
- (2) 栃木県災害時協力車登録制度への登録



詳しくは県HPへ

栃木県災害時協力車登録制度



対象車両

国の補助金※の交付対象となるEV 又はPHV

※経済産業省「グリーンエネルギー自動車導入事業補助金」

補助金額

1台あたり20万円（定額）

FCVを導入するなら

【個人・法人向け】

「燃料電池自動車導入促進事業」



②専用サイト



申請期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

※予算に達し次第受付終了（受付先着順）

対象者

- (1) 県内に居住する個人
- (2) 県内に事業所を有する法人

対象車両

国の補助金※の交付対象となるFCV

※経済産業省「グリーンエネルギー自動車導入事業補助金」

補助金額

国補助金の1/2以内（上限：100万円）

さらに・・・

国の補助金との併用が可能！！

令和6年度補正 補助上限額

車別	上限額	車別	上限額
EV	90万円	PHV	60万円
軽EV	58万円	FCV	255万円

※導入する車両により補助額が異なります。

お問い合わせ

一般社団法人次世代自動車振興センター

TEL：0570-001-136（ナビダイヤル）

受付時間：10:00～12:00／13:00～16:00

（土・日・祝日、年末年始は休み）

URL：<https://www.cev-pc.or.jp/>



問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 栃木県環境森林部気候変動対策課

TEL：028-623-3262 Email：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



栃木県

災害時電源EV・PHV導入促進事業

交通分野のCO₂排出削減とレジリエンス強化を目的に、
栃木県内でEV又はPHVを導入する事業者を支援します！

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、
学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象車両

国（次世代自動車振興センター）が行う「グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金」
の交付対象となるEV又はPHV

3 補助要件

- (1) 栃木県災害時協力車登録制度への登録
- (2) 給電機能付きの車両

4 補助額

20万円／台（定額）

5 募集期間

令和7（2025）年4月1日（火）～令和8（2026）年3月31日（火）

※ 申請期間内であっても、予算額を超える申請があった日をもって受付を終了します。

6 その他

令和6（2024）年4月1日以降に発注又は契約したもので、
かつ、令和7（2025）年3月1日から令和8（2026）年2月28日までに
初度登録された自動車が対象となります。

○災害時協力車登録制度の概要



さらに・・・

国の補助金との併用が可能！！

■令和6年度補正 補助上限額

車別	上限額	車別	上限額
EV	90万円	PHV	60万円
軽EV	58万円		

※導入する車両により補助額が異なります。

お問い合わせ
一般社団法人次世代自動車振興センター
TEL：0570-001-136（ナビダイヤル）
受付時間：10:00～12:00／13:00～16:00
（土・日・祝日、年末年始は休み）
URL：<https://www.cev-pc.or.jp/>



問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林部気候変動対策課

詳細はHPへ

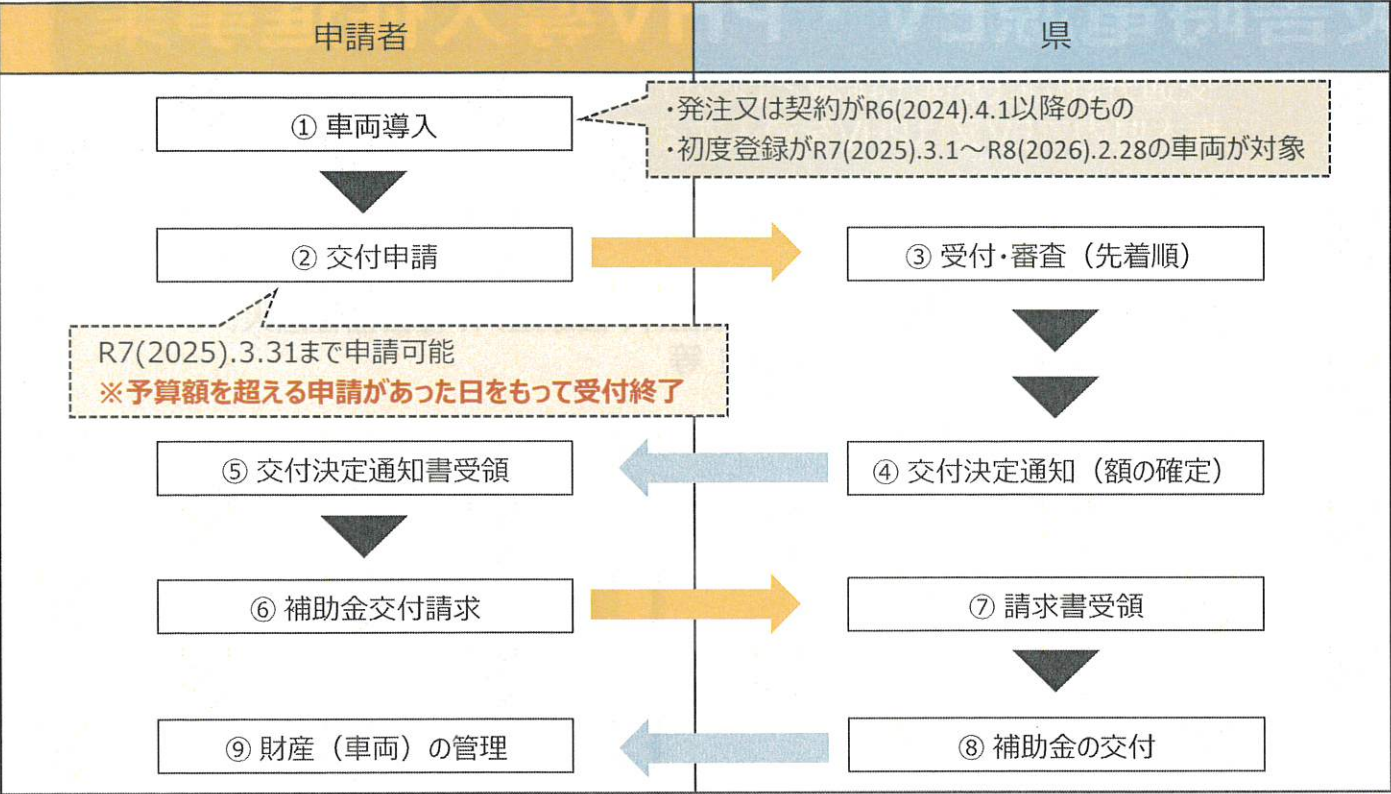
TEL：028-623-3262 Email：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyousesaku/saigaijidengen-ev-phv.html>

専用サイト



【補助金申請手続きの流れ】



【補助金申請必要書類一覧表】 ※詳細は「補助金の手引き」をご確認ください。



番号	必要書類	法人	個人	備考
1	補助金交付申請書	○	○	－
2	誓約書	○	○	－
3	導入車両に係る請求書又は契約書（発注した日がわかるもの）	○	○	写し
4	導入車両の代金の支払いに係る領収書（販売会社等の印があるもの）	○	○	写し
5	導入車両の自動車検査証 ※電子車検証の場合は、自動車検査証記録事項	○	○	写し
6	登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ※発行日から3ヶ月以内のもの	○	－	原本
7	中小企業であることが確認できる書類 ※6（登記事項証明書）で確認できる場合は不要	○	－	原本
8	青色申告者であることを証明する書類 直近 1 か年分	－	○	写し
9	納税証明書（県税に滞納がないことの証明書）※発行日から3ヶ月以内のもの	次の通り		
	県税事務所で発行されるもの	○	○	原本
	市町役場（個人県民税）で発行されるもの	－	○	原本
10	給電機能を有することが確認できる書類（カタログ等）	○	○	－
11	栃木県災害時協力車登録証又は栃木県災害時協力車登録制度登録申込書	○	○	写し
12	その他知事が必要と認める書類	必要に応じて提出		

問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林部気候変動対策課

詳細はHPへ



TEL : 028-623-3262 Email : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyousesaku/saigaijidengen_ev-phv.html

専用サイト



中小企業向け S B T 認定取得支援事業

脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的に
県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援します！

みんな S B T
って知ってる？



“ S B T ” とは

パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標のこと。
認定は国際的な認証機関である「 S B T i 」が実施。

【対 象】 県内企業等中小企業向け S B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を
設定するもので、以下のいずれにも該当すること。

- 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること
- S B T i の定義する中小企業向け S B T 認定の申請要件に該当していること 等

中小企業向け S B T 認定取得のメリット

- 温室効果ガスを削減し、 S D G s に貢献できる
- 投資家や顧客に対してプラスのアピールができる
- 社内のイノベーション喚起につながる

注目!

募集期間

令和 7 (2025) 年 4 月 15 日 (火) ~ 6 月 30 日 (月)

【補助要件】 ● 中小企業向け S B T 認定取得申請を行い、**中小企業向け S B T 認定を取得すること。**
※ 中小企業向け S B T の取得に至らない場合、**補助の対象外**となります。
● 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、**栃木県が
行う普及啓発の取組に協力 (事例紹介 等) すること。**

【補助金額】 ● 補助率：補助対象経費の 1 / 3
● 上限：50 万円

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向け S B T 認定の取得に際し要する申請費用 (原則として、令和 7 年 1 月 7 日付、財務省告示第 2 号による外国貨幣換算率により、1 ドルにつき 150 円として算定する)

※ 国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階
栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室
TEL : 028-623-3262 メール : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



詳細は県HP

中小企業向け S B T 認定取得支援事業

脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的に
県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援します！

みんな S B T
って知ってる？



“ S B T ” とは

パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標のこと。
認定は国際的な認証機関である「 S B T i 」が実施。

【対 象】 県内企業等中小企業向け S B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を
設定するもので、以下のいずれにも該当すること。

- 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること
- S B T i の定義する中小企業向け S B T 認定の申請要件に該当していること 等

中小企業向け S B T 認定取得のメリット

- 温室効果ガスを削減し、 S D G s に貢献できる
- 投資家や顧客に対してプラスのアピールができる
- 社内のイノベーション喚起につながる



募集期間

令和 7 (2025) 年 4 月 15 日 (火) ~ 6 月 30 日 (月)

【補助要件】 ● 中小企業向け S B T 認定取得申請を行い、**中小企業向け S B T 認定を取得すること。**
※ 中小企業向け S B T の取得に至らない場合、**補助の対象外**となります。
● 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、**栃木県が
行う普及啓発の取組に協力 (事例紹介 等) すること。**

【補助金額】 ● 補助率：補助対象経費の 1 / 3
● 上限：50 万円

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向け S B T 認定の取得に際し要する申請費用 (原則として、令和 7 年 1 月 7 日付、財務省告示第 2 号による外国貨幣換算率により、1 ドルにつき 150 円として算定する)

※ 国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20 県庁舎本館11階
栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室
TEL : 028-623-3262 メール : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



詳細は県HP